

いじめ防止基本方針

千里みらい夢学園
吹田市立桃山台小学校
令和2年4月1日

(目的)

- 第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの定義)

- 第2 『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(いじめの防止)

- 第3 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
 - (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。
 - (2) 欠席、遅刻、保健室への来室の多い児童を注視し、情報を共有する。
 - (3) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙1)
 - (4) 「いじめ対策委員会」の機能性を高める。

いじめの実態把握と同時に、いじめ対策委員会が中心となり、解決に向けて対応する。メンバーは、管理職・生徒指導主担者・特別支援コーディネーター・各学年担当者・養護教諭・教育相談員、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕その他の関係者とし、組織的な対応を行う。(別紙2)
 - (5) 校内研修として、いじめに関する研修を年間2回、児童を語る会を学期に1回行う。
 - (6) 定期的に小中合同の生徒指導会議をもって、情報交換を図り、家族関係を含めた周りとの人間関係を把握する。
 - (7) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
- 2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学

ぶ取り組みを進める。

- (1) すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校作りを進めていく。
- (2) わかる授業作りを進め、すべての児童が参加できる授業を工夫する。
- (3) 学園の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
- (4) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (5) 言語活動やあいさつ運動の取り組みを通じて、児童のコミュニケーションを向上する。
- (6) 児童の自主的な企画、運営による様々な活動を通し、児童自らが「いじめ防止」に取り組む姿を育む。
- (7) ともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (8) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

第4 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。
 - (1) 日常の児童相互の人間関係を把握し、小さな兆候も教職員間で共有する。
 - (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。また、その結果を受けて個別面談や家庭訪問を実施する。
 - (3) 教育相談日(毎週木曜日)をもうけ、随時「いじめ相談」を受け付けることとし、いじめの当事者(含む保護者)やいじめ周辺者(含む保護者)からの情報の収集に努めるとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第5 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、学年所属教職員または、生活・特別支援委員会で対応するとともに、「いじめ対策委員会」に報告・相談する。また、いじめを受けた児童を守り、いじめを行った児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
 - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、いじめを受けた児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
 - (2) 事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝えたとともに保護者の思いを受け止め、解決に向けての協力を求める。
 - (3) 児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて児童を別室指導や出席停止とする。
 - (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
 - (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
 - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携しまた警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。
 - (8) 事態の軽重に関わらず、「いじめ対策委員会」を中心とした報告・連絡・相談の動きを徹底する。
- (9) 児童同士の謝罪のみで安易に解決したものと判断せず、双方を始めとする他の児童との関係の修復かつ全体の集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判

断する。

- 2 重大事態が発生した場合は、調査チームが初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
 - (1) いじめにより、いじめを受けた児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
 - (2) 調査チームは、いじめを受けた児童、行った児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果をいじめを受けた児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
 - (3) 必要に応じて、いじめを受けた児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(その他)

第5 この基本方針は、取り組みの進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

いじめ防止等に関する年間計画				
	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月		学級懇談		PTA
5月	校内研修 児童を語る会		家庭訪問等 日曜参観・PTA 総会	日曜参観 地域教育協議会
6月		学校生活アンケート		
7月		参観・学級懇談		学校評議員
	学期末集計、点検・検証			
8月	小中合同研修			
9月				
10月	校内研修 児童を語る会	学校生活アンケート		
11月		学校教育自己診断		学校公開
		オープンスクール		
12月				学校評議員
	学期末集計、点検・検証			
1月				
2月	学年末集計、点検・検証		学校生活アンケート	PTA
		参観・学級懇談		
3月	年度末点検・検証 児童を語る会			地域教育協議会 学校評議員

いじめ防止等の対策のための組織（定例）

【組織的な対応の流れ】(例)

